

旭川市子ども・子育て審議会
令和3年度第1回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日時 令和3年7月16日(金) 18:30~19:20
- 2 場所 旭川市役所総合庁舎6階 入札室
- 3 出席委員 石河委員, 小山委員, 佐々木委員, 佐藤委員
- 4 事務局 子育て支援部 こども育成課 浅田次長
こども育成課保育給付係 藤永係長, 中見主査, 岩崎主任
- 5 傍聴者 0人
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

ア 特別支援保育の見直しについて

- (1) 保育士配置基準の見直し(案)
- (2) 子育て支援員等配置補助の新設(案)

事務局より資料1「特別支援保育の見直し(案)」について説明。

説明終了後, 各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

- ・これまで3号認定子どもは対象ではなかったが, 新たに対象とするということか。

(事務局)

- ・3号認定子どもについては, 従前どおり特例的に対象とする場合があるのみである。

(委員)

- ・3号認定子どもの利用希望も一定程度あるが, 今回の見直しには含まれないということか。

(事務局)

- ・今回の見直しの主旨は, 特別支援保育を必要とする子どもが増えている中で, 保育現場から保育士配置基準を3:1から2:1への見直しに関する要望があり, 市としても障がいのある子どもについて, 保護者が希望する限りはしっかりとお預かりできる体制を整備していきたいと考えている。その中で, 全て2:1とすると保育士が不足し, その結果, お預かりできる人数が減少するジレンマがある。このため, お預かりする子どもを障がいの程度によって区分し, 障がいの重い子どもは2:1の手厚い

配置基準の対象として、現場の負担軽減と受入体制の整備を図るための見直し案である。このことについて御意見をいただき、今後の予算編成の中で確定していきたい。

(委員)

・医療的ケア児の支援に関する法律の成立、就労を希望する保護者の状況、特別支援保育の対象となる児童が増えていることを考えると、従前どおり3号認定こどもを特例的に対象とする扱いは、難しくなるのではないかと。就学、就学前の保育・教育において、特別な支援を必要とする子どもの対応が求められており、今後、現状に合わせて定期的・段階的に見直しを行っていくものと考えているのか教えて欲しい。

(事務局)

・保育という大きなテーマで、市として今後担うべき保育の在り方は検討しているところであるが、特別支援保育に関する部分では、例えば施設整備では医療的ケア児の預かりを想定したメニューも考えられるし、ソフト面では看護師の配置や保育士への医療的ケア児の預かりに関する研修受講の支援も考えられる。今後の全体的な取組について細部まで確定しているわけではないが、医師が利用可能と判断した子どもについてはお預かりできる体制を整備するため、まずは保育士配置を手厚くする見直しを考えている。

(委員)

・喫緊の課題として配置する保育士の人数を手厚くするのも良いが、障がいの重い子どもを保育の場でお預かりすることを考えたときに、どのような保育士でも良いということではない。人材不足の中で難しい面もあるが、新卒の保育士をすぐに配置基準の対象とするのではなく、配置する保育士については一定の条件も今後、必要になるのではないかと。

(事務局)

・定量的な目線での見直しだけでなく、保育の質の向上には定性的な検討も必要で、忘れてはならない視点だと思う。

(委員)

・良い見直し案だと思うし、限られた財源の中で子ども達にとってより良い意味のある取組となるよう、今後のひとつの課題として考えて欲しい。

(委員)

・新卒の保育士の話があったが、子育て支援員も障がいのある子どもをお預かりできるのか疑問である。

(事務局)

・子育て支援員については、保育に直接関わるというより、例えばトイレの付き添いや着替えの介助など、保育士の指示のもとで補助的な業務を担当することを想定している。

(委員)

・そうであれば、指示ができる経験のある保育士が必要で新卒の保育士では難しい。

(委員)

・本来であれば特別支援保育を必要とする全ての児童に対して2：1の保育士配置基準としたいところだが、そうすると保育士が不足してしまうため、障がいの重い子どもについてのみ配置基準を見直すのが市の考えだと思うが、将来的には全て2：1とすることを目標に考えているのか。

(事務局)

・2：1とすることが目標ではなく、保育士の負担が大きい現状があつて、まずは障がいの程度で保育士の配置基準を区分した。話にもあつたが、定量的・定性的な視点は別であることから、どのような体制が良いのか状況に応じて常に検討していく必要があると考えている。

(委員)

・市は常に検討を行い、より良い方向に見直しを行っていくという考えであることは理解した。

(委員)

・総合的に見直しを行っていく必要があると思う。研修体制ひとつをとっても、障がいの重い子どもを預かるのであれば、市内全体の保育士の層を厚くしていかなければならないし、ある程度テーマを決めて段階的に研修を受講できる体制をどこかが音頭をとって進める必要がある。通常勤務の中だけでノウハウを会得するのは厳しい。その当たりも含めてひとつずつ対応しながら全体としてどうするか、考えなければならぬことは多い。子どもは今の時代を生きているので、今ある資源の中で、まずはできることを進めて欲しい。

(委員)

- ・対象の子どもが卒園した後，加配した担当保育士の雇用の維持が難しい面もある。

(委員)

- ・特別支援保育のひとつの課題で，このことで実施を躊躇する施設もあると思う。

(委員)

- ・障がいのグレーゾーンの子もいるため，市が認定して特別支援保育の対象とすることは難しいか。

(事務局)

- ・難しい。障がいの有無の確認は医師の診断等に基づき行っており，市でグレーゾーンの子どもを独自に認定できる体制にない。

(委員)

- ・グレーゾーンの子どもの認定については，保護者の理解を得られないなど難しいところもあると思うが，特別な支援を実施した方が良いと思われる子どもに対して，どのようにして保育現場と市が対応していかなければならないか，考え続けていかなければならない課題であり，どこかで打開点を見出したいと思う。

(委員)

- ・特別支援保育が必要な子どもが利用できる施設の斡旋はしてくれるのか。

(事務局)

- ・全ての施設で特別支援保育を実施しているわけではないため，こども育成課で，保護者の希望を踏まえて施設の受入体制を確認しながら御相談をお受けする。なお，特別支援保育の子どもに限った空き定員ではないため，保育の必要性に応じた利用調整の中で入所が決定される。

(委員)

- ・特別支援保育を希望する子どもの入所待機数もゼロか。

(事務局)

- ・ゼロである。

(委員)

・幼稚園の方は特別な支援を要する子どもが増えている。保育施設を選択せずに幼稚園に移っているのかもしれない。グレーゾーンの子どもも多いので、市で認定ができる仕組みを以前から要望しているところであり、特別支援保育の見直しと合わせてとはいかないと思うが、検討をしていただきたい。

(委員)

・幼稚園は特別支援保育に該当していないのか。

(事務局)

・特別支援保育は認可保育所と認定こども園を対象とした事業である。

(委員)

・他に意見等がなければ、特別支援保育の見直しの内容としては良い取組であり、基準部会としては事務局案のとおりとする意見でよいか。

(一同)

・了承。